

# 「アイランドジー・アイ小田ショートステイ」 重要事項説明書

## 1 法人概要説明

法人名称：株式会社 アイランド ジー・アイ  
法人代表者：代表取締役 石野政道  
本社所在地：岐阜県瑞浪市益見町2丁目130番地  
電話 0572-66-1866 ファックス 0572-66-1867  
法人の理念：◇ 「人のお役にたてること」  
◇ 「1万人のご利用者より100人のありがとう」  
◇ 「心ある介護」

## 2 事業所概要説明

保険事業者指定番号：2171600485  
事業所種別：指定短期入所・介護予防生活介護（＝ショートステイ）  
事業所名称：アイランドジー・アイ小田ショートステイ  
介護給付費算定届の内容：区分＝単独型 ユニット型個室的多床室 人員配置＝I型（3：1）  
サービス提供体制強化加算＝有り 介護職員処遇改善加算等＝有り  
在宅中重度者受入加算＝有り  
送迎加算＝有り  
事業所所在地：岐阜県瑞浪市北小田町2-291 〒509-6115  
電話 0572-66-2788 ファックス 0572-66-2787  
交通の便：東鉄バス バス停一色下車 徒歩8分  
瑞浪市コミュニティバス バス停十六銀行前下車 徒歩3分  
敷地概要：専有面積 914.80㎡  
建物概要：鉄筋コンクリート2階建て 耐火構造 総床面積 937.85㎡  
居室数：32床（個室24室、2人部屋4室）  
各居室内付属設備：冷暖房／電動ベッド／洋服ダンス／ナースコール／トイレ（7室のみ）  
建物設備概要と説明：浴室（一般浴／特殊浴＝寝台浴）／専用厨房  
協力提携機関：顧問 医／タチ医院（神経内科、内科）

### 職員の職種と役割

- ◇ 管理責任者／当事業所での全ての業務の責任をもちます
- ◇ 生活相談員／家族・ケアマネージャー・事業所職員間の調整をします
- ◇ 看護職員／医療・健康管理と生活全般のお世話をします
- ◇ 介護職員／生活全般のお世話をします

### 時間帯職員数

- ◇ 昼間 6：30～21：00 職員対利用者数 常勤換算1：3以上
- ◇ 深夜 21：00～翌朝6：30 夜勤2名（1階1名・2階1名）

福祉サービス第三者評価の実施状況 なし

### 3 利用料金説明

(A) 介護保険摘要分(=給付費)・・・指定短期入所・介護予防(ショートステイ)事業所のご利用に際して、厚生労働大臣より利用者ごとの介護度に応じた利用料と加算費用等が示されております。当事業所においてもこの料金を採用しております。なお、利用者は通常給付費のうち、各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

◇ 介護保険対象サービスの料金は、別紙料金表をご確認下さい。

(B) 実費負担分・・・介護保険給付費対象外の居住費・食費・衛生材料費・教養娯楽費等の費用は全額実費負担となります。

#### ①非課税対象サービス

◇ 居 住 費・・・日 額 1,783 円 ※特室(7室)を指定された場合は日額 2,113 円

◇ 食 費・・・日 額 1,600 円

(内訳 朝食 340 円 昼食 630 円 夕食 630 円)

※ 居住費と食費に関しては、低所得者対策として負担軽減を受けられる制度があります。

◇ お や つ・・・一 回 100 円

◇ 衛生材料費・・・日 額 210 円

◇ 教養娯楽費・・・日 額 210 円

実費負担分合計	3,903 円
---------	---------

(C) 販売代金請求・・・その他、貸出テレビ代・理容料金・有料レクリエーション費などをご利用の際は、実費相当額を請求させていただきます。事業所の常備薬を使用された場合の費用も全額実費負担となります。

※オムツ等の使用は本来介護保険給付費の中に含まれている為費用の発生はありません。

### 4 緊急時・災害時の対応

- (1) 容態悪化時には一旦ご利用を中断させていただくこともあります。
- (2) 容態急変時には緊急対応として最寄りの救急指定病院へ搬送させていただきます。
- (3) 容態悪化時、容態急変時以降の利用再開に際しては医師の所見を参考にし、慎重に判断させていただく場合があります。
- (4) 非常災害時には近隣介護施設と連携し、可能な対応をさせていただきます。また当事業所の瑞浪市指定の避難場所は瑞浪小学校です。

### 5 身体拘束の禁止について

身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

但し、利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合において身体拘束を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、内容、目的、理由、拘束時間等を説明し、同意を得ることとし、経過観察を記録します。

### 6 虐待の禁止について

利用者の人権の擁護・虐待等の行為は行いません。

サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 7 苦情の受付について

### ◇当事業所における苦情・相談の受付

受付窓口 相談室 相談係 宮原新 宛  
0572-66-2788 (アイランドジー・アイ小田ショートステイ)  
0572-66-1866 (株式会社 アイランド ジー・アイ本社)

電話での受付時間 月曜日～金曜日の9:00～17:00

電話の他に、郵送、FAX、ポスト投函にても受け付けいたします。

### ◇行政機関等の苦情受付

○各市町村の介護保険担当課

○岐阜県国民健康保険団体連合会 電話 058-275-9825 ファックス 058-275-7635

○岐阜県運営適正化委員会 電話 058-278-5136 ファックス 058-278-5137

※ この重要事項説明書は厚生省令第39号(平成12年3月31日)第4条の規定に基づき、入所者またはその家族への重要事項説明のために作成されたものです。